

第3章 区の将来像

暮らして楽しい・遊んで楽しい・働いて楽しい
「未来と世界にひらくまち・港区」

- ・港区は、住民どうしのつながりが強く、地域活動が活発なまちです。また、比較的狭い区域にありながら、鉄道や高速道路、国道など交通の利便性が高く、大規模な集客文化施設をはじめ歴史・文化・観光資源など、都市としての魅力的なランドマークが数多く存在するとともに、都心の中でベイエリアを有する個性豊かなまちです。また、大阪・関西万博に向けた開発も進み、外国人観光客や外国籍住民が増える国際都市・大阪の拠点になりうる重要なエリアと言えます。
- ・歴史が育んだ、港区民のDNAともいえるつながりの強さや、年間200万人以上が訪れる築港地区を中心とした港区各エリアが持つ歴史的文化的な魅力など、港区の「強み」を活かすとともに、三方を海と川に囲まれ、高潮や津波に弱いといった地理的な「弱み」を克服して、次の5つの柱により、今後のまちづくりを進め、『暮らして楽しい・遊んで楽しい・働いて楽しい「未来と世界にひらくまち・港区」』をめざします。

【まちづくりの5つの柱】

1 区民主体のまちづくり

2 安全・安心・快適なまちづくり

3 だれもが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

4 「まちぐるみで子育て」と「多様な学び」を応援するまちづくり

5 訪れたい魅力と活気あふれるまちづくり

【区民の意見を反映した区政運営】

第4章 まちづくりの方向性

まちづくりを進めるにあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の達成をめざして積極的に取り組みます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

I 区民主体のまちづくり

【現状と課題】



- ・港区では人口が減少し、高齢化も進んでおり、特に区内中西部地域では高齢化が顕著で、独居の高齢者も多く住んでいます。
- ・少人数世帯・高齢単身世帯の増加や、地域コミュニティを取り巻く社会環境の変化、個人の生活様式や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。
- ・また、地域活動の担い手が高齢化するとともに、一部の担い手に役割が集中し、負担感が大きく、後継者不足につながっています。
- ・このような課題に対応するためには、これまで培われてきた、人と人とのつながりやきずなを礎（いしづえ）にしながら、より幅広い住民も参加し、身近な地域の中で生活課題等の解決に住民どうしが協力して取り組むことができる豊かなコミュニティづくりが必要です。
- ・港区では平成25年3月までに全小学校区において、地域活動協議会が地域団体や各種団体など多様な活動主体の参画のもとに形成され、身近な地域課題の解決や地域の活性化に取り組んでいます。
- ・今後は、地域活動協議会のもとに地域の将来像を共有しながら参画する主体がそれぞれの特性と強みを發揮し、連携、協働してさまざまな地域課題に取り組んでいくことができる自律的な、区民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- ・そのためにも、地域活動協議会の活動について、ビジネス的手法の導入などで自主財源の確保を図るとともに、その活動内容について広く知つてもらうことで地域活動の担い手を確保するなど、自律的、持続的な地域運営を促進することが重要です。
- ・さらに、地域づくりやまちづくりを進めるうえで、地域団体のほか、企業やNPOなどの多様な活動主体が互いに強みを活かして協働するとともに、これらの主体と行政が協働するマルチパートナーシップを進めていく必要があります。

【主な施策】

(1) 豊かなコミュニティの促進

① 人と人が出会いつながる機会と場の提供

- ・地域におけるつながりやきずの大切さを啓発し、さらなるコミュニティの育成や活性化を図るため、自治会・町内会への加入促進やコミュニティイベントの開催、生涯学習、生涯スポーツの提供、高齢者等へのICTリテラシー向上支援などを通じて人と人が出会いつながる機会を提供します。
- ・また、「小学校区教育協議会（はぐくみネット）」により市民同士が交流を図り協働して小学校の教育支援に関わる活動を通じて、多様なネットワークづくりを進めます。
- ・地域とのつながりの薄い傾向にあるマンション住民や外国人住民について、マンション内のコミュニティ形成や地域との連携促進、及び多文化共生の促進を支援し、地域活動における新たな担い手づくりにつなげます。
- ・子どもから高齢者まで幅広い世代の区民の活動・交流を促進するため、令和6年春に開設予定の「（仮称）区画整理記念・交流会館」をその「起点」として活用し、豊かなコミュニティの醸成を促進します。

■成果目標

	平成27年度 実績値	令和3年度 実績値	令和8年度
区民モニターアンケートにおいて、『お住まいの地域では日頃からご近所どうしで「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」が行われていると感じる』と回答した割合	59.9%	47.6%	55%以上

(2) 自律した地域運営の促進

① 「地域活動協議会」の自律的運営の支援

- ・地域活動協議会の民主的で開かれた組織運営や会計の透明性の確保などについて、まちづくりセンター^(*)を活用して支援します。
- ・地域活動協議会の運営や活動が自律的、持続的に進められるよう新たな人材や自主財源の確保の取組を支援します。

- ・地域活動協議会の主たる構成団体の一つである町会への加入促進や、コミュニティ・ビジネス^(*2)、ソーシャル・ビジネス^(*3)の取組を、まちづくりセンター等と連携して支援します。
- ・地域活動協議会の意義や地域活動協議会に求められる準行政的機能^(*4)や総意形成機能^(*5)について、地域活動協議会の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう積極的な働きかけや発信を行います。

② 地域課題解決に向けた取組の支援

- ・地域課題の解決に向けてさまざまな活動主体が、その話し合いのもと合意を形成し、協働して取り組む地域活動協議会の活動を支援します。
- ・地域活動協議会に対する財政的支援については、具体的な活動内容を限定せず、地域活動協議会の話し合いによって主体的に活用できる支援を継続して実施します。
- ・地域活動協議会をはじめ地縁型団体の課題や地域のニーズを把握し、地域実情に応じて企業、NPOなど多様な活動主体が連携、協働して地域課題解決と SDGs を踏まえた持続可能な地域づくりに取り組んでいくことができるよう必要な支援を行います。

③ 「地域活動協議会」の認知度向上のための支援

- ・まちづくりセンターを活用し、地域活動協議会の活動や組織運営等についての積極的な広報を支援することで、地域のより多くの人たちに地域活動への理解を促進し、活動に参画する機会を提供します。
- ・特に、若年層や子育て世代の活動参加につながるよう、SNS やホームページなどさまざまな広報媒体を活用した広報活動を支援します。

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度 実績値	令和 8 年度
区民モニターアンケートにおいて、「地域運営にさまざまな活動主体が参画し、地域が一体となって自律的に運営されている」と感じている」と回答した割合	80.0%	70.6%	85%以上

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度 実績値	令和 8 年度
「地域活動協議会の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う」と回答した割合	—	93.0%	95%以上

まちづくりセンター^(*)1): 地域活動協議会の自律的運営に向けて地域活動の担い手の発掘や育成、活動に役立つ情報提供、連携・協働の取組の助言などを行う。

コミュニティ・ビジネス^(*)2): 地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とする。

ソーシャル・ビジネス^(*)3): 市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とする。

準行政的機能^(*)4): 校区等地域内で、他の市民活動団体が行っていない地域活動をカバー(補完)しながらまちづくりを進めていく機能のこと。

総意形成機能^(*)5): 校区等地域内の将来像や、住民の様々な意見の調整・とりまとめを行う機能のこと。

2 安全・安心・快適なまちづくり

【現状と課題】



・平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、平成23年度は区役所が主体となり小学校区（11地域）で図上訓練及び避難訓練を実施しました。

・その後、大規模災害時には「公助」には限界があることを前提にして、徐々に訓練等の実施主体を地域に移行し、平成26年度以降は地域が主体となり、防災学習会及び避難所開設訓練が実施されており、「自助」、「共助」の意識や地域防災力が向上しています。

・大規模災害時のリスクの正しい認識や「自助」、「共助」の有効性および重要性を区役所と地域が互いに共有します。



地域主体の訓練の様子

・そのうえで「自助」、「共助」、「公助」の役割分担のもと、災害発生時には迅速かつ的確な対応が行えるよう訓練等を通じて、区の特性を踏まえた防災対策を引き続き強化していく必要があります。

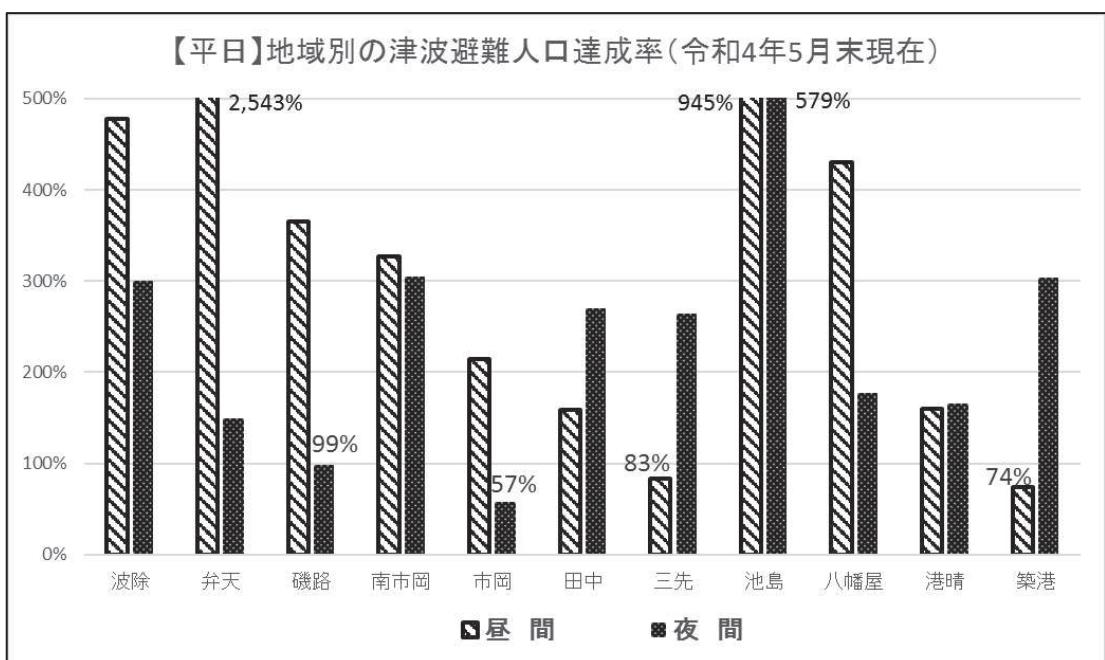
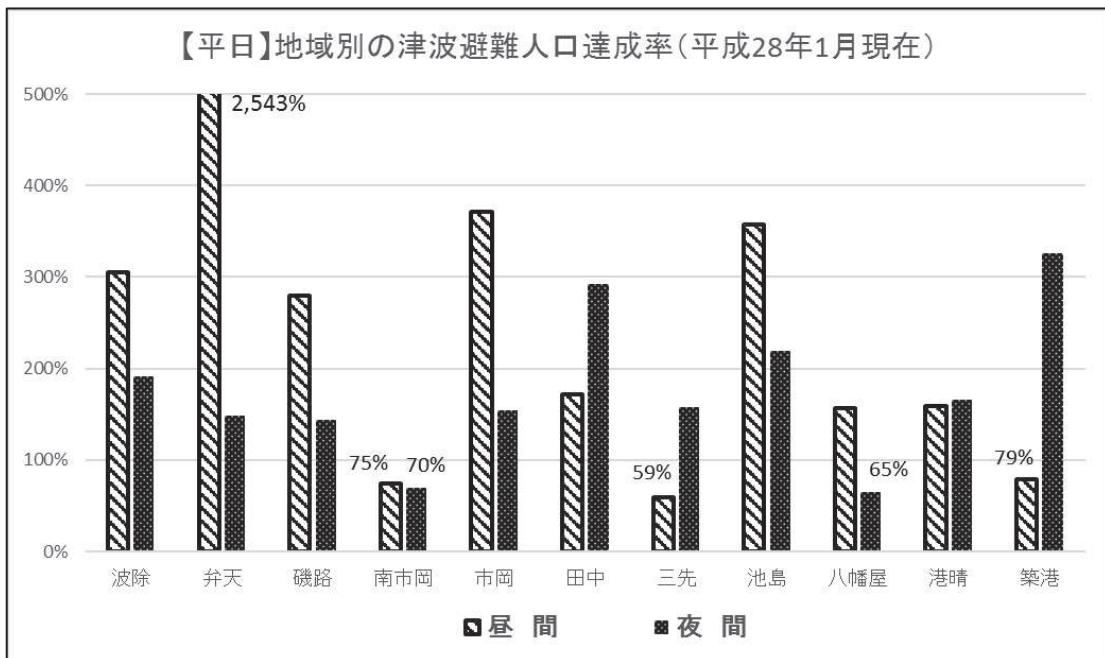
・また、個別避難計画の策定など避難行動要支援者への避難支援に重点的に取り組んでいく必要があります。

・令和3年の区内の街頭犯罪発生件数は市内では1番少なく、平成27年と比較すると港区内は6割強減少しています。街頭犯罪の多くを自転車盗が占め、街頭犯罪発生件数を押し上げる要因となっています。また、子どもへの不審者の声かけ事案も発生しており、犯罪から子どもを守る取組の強化が必要です。

・区内の交通事故については、自転車関連事故が約4割を占めており、自転車の危険な運転や放置自転車への啓発が重要な課題となっています。

・子どもをはじめ、高齢者や障がいのある人、だれもが安全、快適に移動できる歩行空間等を確保するため、バリアフリー対策が必要です。特に、国道43号と中央大通が交差する弁天町駅前交差点は、地下道へのスロープが急勾配であるため、車いすやベビーカーの利用、高齢者の通行などに対応するため、エレベーターの設置を進めています。

・また、JR 弁天町駅と大阪ベイタワーの連絡通路のバリアフリー対策や国道43号の沿道環境の改善を図るなど、よりよい生活環境をつくり出す取組の継続が求められます。

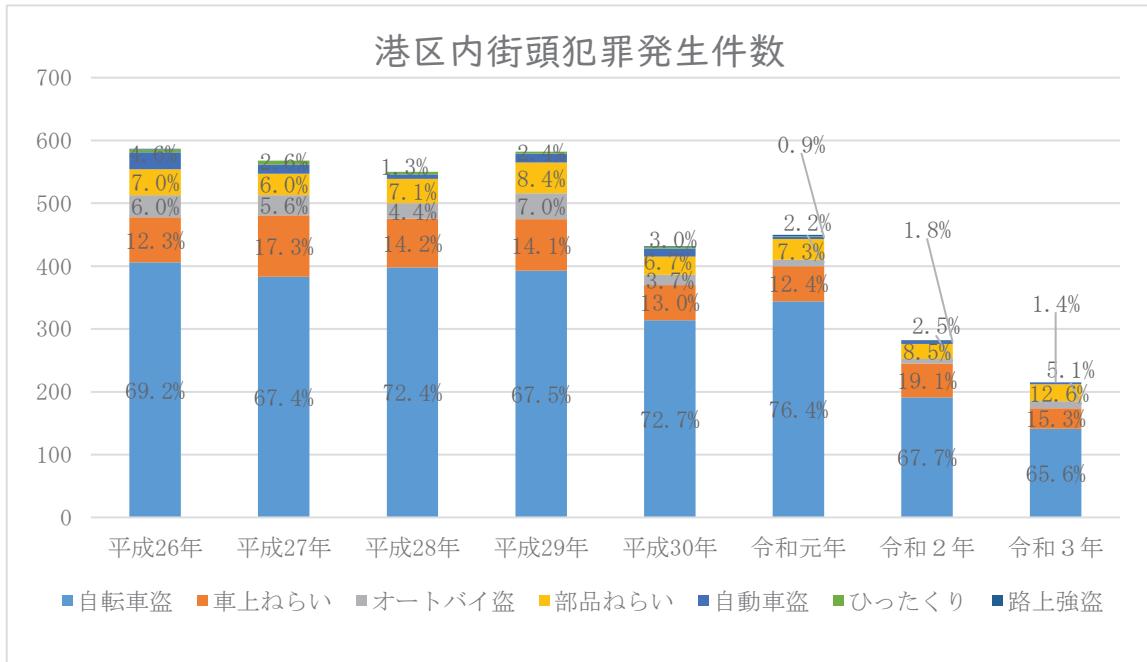


【補足説明】

- ・津波避難人口達成率は、津波発生時に、建物の3階以上に避難する必要があると想定される人数に対して、津波避難ビルに受入可能な人数の割合を指します。
- ・港区全体の達成率は、昼間 212%、夜間 233% (令和4年5月末現在) であるため、地域を越えて避難すれば全ての住民が避難可能です。ただし、上のグラフのとおり津波避難ビルの充足状況は地域によって偏りがあるのが現状です。

(参考)

- ・国勢調査(平成22年総務省)から避難者数を想定し、分析時点の津波避難ビルの受入可能人数を基に達成率を算定。
- ・避難者数は、一戸建、長屋建、共同住宅1,2階の戸数と1世帯あたり平均人員から推計。
- ・令和2年4月に市岡地域の一部を南市岡地域に移行したことにより、当該地域に含まれる津波避難ビルも南市岡地域に含めて算定した。そのため平成28年に比べて令和4年の南市岡地域の達成率が増加し、市岡地域の達成率が減少している。



資料:大阪府警

【主な施策】

(1) 防災対策の強化

① 地域の防災活動の支援

- ・平成26年度に全地域の地域活動協議会が策定し、令和3年度に更新した「地区防災計画」(防災マニュアル)に基づく地域主体の取組を、各地域の実情に即して支援し、自主防災力を強化します。
- ・地域別では、津波避難ビルが充足していない状況を踏まえて、地域間の連携を促進し、必要に応じて小学校区を越えた地域での津波避難計画の作成や中学校下での避難所開設訓練等を支援することで、津波からの逃げ遅れの防止に向けた取組を行います。



津波避難訓練の様子（南市岡）

② 災害時避難行動要支援者対策の推進

- ・各地域において、災害時避難行動要支援者の避難支援が円滑に進むよう見守りマッピング^(※1)を推進します。
- ・さらに、個別避難計画^(※2)を自主防災組織と日頃の見守り活動(見守りマッピング等)を行っている方々と連携しながら計画的に作成します。

見守りマッピング^{(*)1}: 見守り活動団体と自主防災組織が平素からつながり、見守りや避難支援が必要な方の情報を地図上に見える化し共有する取組。見守りや避難支援が必要な方を町会単位で考え、地域全体で把握するための有効な手段であり、地域と社会福祉協議会が協働で実施している。

個別避難計画^{(*)2}: 要支援者等の一人ひとりの避難場所、避難方法、避難支援者などをあらかじめ決めておく計画。令和3年5月の災害対策基本法の改正により、作成が市町村の努力義務になり、地域の実情に合わせて、改正からおおむね5年で作成することとしている。

③ 防災意識の普及啓発

- ・区広報紙の防災特集号を毎年発行して防災に関する基本情報に加え、津波避難ビル、災害時避難所等の場所をお知らせすることで防災意識の啓発を行います。
- ・SNS等のツールを活用した普及啓発を積極的に進めます。
- ・区内にマンションが増加している傾向を踏まえて、マンション住民を対象とした災害に合わせた対応について、区役所ホームページ等で情報発信するなど、マンション防災の啓発を行うほか、マンションコミュニティと地域活動協議会とのつながりを促進します。

④ 多文化共生の視点の防災の推進

- ・外国人住民にわかりやすい防災の情報発信の内容や手段等を充実させます。
- ・地域住民の一員として防災活動に関わることができるように、地域防災活動への積極的な参加を呼びかけるなど地域とのつながりの機会の提供を促進します。

⑤ 女性視点の防災の推進

- ・避難所運営等に女性のニーズや視点からの災害対応が行われるよう、取組を推進します。
- ・女性の声が反映されるよう女性の防災活動への積極的な参画を促進します。

⑥ 事業者と連携した防災の推進

- ・大阪市防災・減災条例に掲げる事業者として取り組むべき防災について、理解の促進を図るとともに、事業者との連携を図ります。
- ・港区防災サポーター登録制度が発災時に有効に機能するために、地域と防災サポーターとの交流の機会の場をつくり、事業者の人的・物的資源を活かした防災の推進を図ります。
- ・「大阪・関西万博」の開催に向けて、宿泊施設や鉄道事業者等と必要に応じて防災対策の連携を図ります。

⑦ 区災害対策本部と地域本部との情報連絡体制の整備

- ・無線機や大阪市防災情報システム（大阪市防災情報アプリ）等を活用した情報伝達訓練を定期的に行い、港区災害対策本部と地域本部との情報連絡体制をより強固なものとします。
- ・各避難所内での情報連絡体制を強化するため、特定省電力無線機を地域に配備し、避難所内における情報連絡が円滑に行われるよう支援します。

⑧ 津波浸水時の区を越えた避難計画（災害時避難所の確保）

- ・津波来襲により災害時避難所が浸水した場合、避難所としての機能確保が困難となり災害時避難所が不足することが想定されるため、津波浸水していない区域に災害時避難所を確保し区を越えて2次避難する計画（「津波浸水区域外での災害時避難確保計画」）に基づいた避難が可能となるよう取組を行います。

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度 実績値	令和 8 年度
区民モニターアンケートにおいて、「自分の避難場所を決めている」と回答した割合	59.4%	71.6%	80%以上
津波来襲時想定避難人口を上回る避難場所の確保	昼夜間ともに 達成 7地域	地域間連携 による避難計 画を含めて、 全地域で達成	全地域での 避難場所の 確保を維持
区民モニターアンケートにおいて、「災害時に地域で助け合うことができると思う」と答えた割合	50.0%	57.9%	70%以上

(2) 防犯対策の強化

① 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

- ・警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信します。また、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施

するとともに、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めています。また、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、警察と連携を図りながら、高齢者がいる世帯に対しての対策に取り組みます。

② 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

・平成26年度から各地域の地域活動協議会が「地域防犯計画」を策定し、自主防犯活動に取り組んでおり、これまでの取組みの結果、街頭犯罪は着実に減少してきています。今後とも、各地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

③ 子どもを犯罪から守る取組の強化

・学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもの安全確保や犯罪から子どもを守る取組を強化します。

・学校、PTA、地域等と連携して、「こども110番の家」事業の協力家庭・事業所を増やすとともに、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう、「こども110番の家」の場所を子どもに認識させる取組を進めます。

・子どもを犯罪から守るため、通学路や公園等への防犯カメラの設置を支援していきます。

④ 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

・警察等と連携し、ひったくりや侵入盗、自転車盗、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法等の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等で情報発信するとともに、地域・事業者・関係機関と協働して、防犯知識の普及・啓発に努めます。

■成果目標

	平成 27 年 実績値	令和 3 年 ()は実績値	令和 8 年
区内の街頭犯罪発生件数	568 件	前年以下 (215 件)	前年以下
区内の子どもの声かけ事案発生件数 (安まちメール 受信件数)	9件	5件以下 (12 件)	5件以下

(3) 歩行や移動の安全性の確保

① 自転車利用マナーの向上

- ・地域住民や関係団体と協働して放置自転車に対する啓発活動を行います。
- ・歩行空間の確保やまちの美観の観点から、地域や関係局と連携し、放置自転車禁止区域において、効果的な放置自転車をなくす啓発を行います。
- ・広報紙、ホームページにより自転車利用マナーの普及・啓発活動を行います。



自転車マナーアップ啓発活動

② 交通事故防止啓発の推進

- ・道路交通法の一部改正により、令和5年4月下旬までに、全年齢を対象に自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となります。交通事故防止に関する法改正等が行われた場合は、警察など関連機関に協力し、啓発に取組みます。



小学校での自転車講習会

■成果目標

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度 ()は実績値	令和 8 年度
放置自転車等禁止区域(弁天町・朝潮橋・大阪港駅周辺)の放置自転車台数※	946 台 (H28.2)	前年度以下 (145 台)	前年度以下
港区内全域の放置自転車台数	11,191 台	前年度以下 (1,936 台)	前年度以下

※ 実績値については、平成30年度までは2月調査実施、令和元年度からは11月調査実施

	平成 27 年 実績値	令和 3 年 ()は実績値	令和 8 年
区内の自転車事故発生件数	117 件	100 件以下 (70 件)	90 件以下

③ バリアフリーの推進

- ・交通バリアフリーの実現に向けた継続的な取組を進めるため「大阪市弁天町地区交通バリアフリー基本構想」の着実な推進に努めます。なお、弁天町駅前交差点地下道のエレベーター設置（令和7年予定）までの暫定的措置として、車いす利用者が地下鉄弁天町駅ホームを利用して国道43号を横断できるよう支援します。

(4) 生活環境の向上と改善

① 国道43号の沿道環境の改善に向けた取組の推進

- ・関係機関等と連携し、国道43号横断施設のバリアフリー化の推進による移動の円滑化や公共交通機関の利用促進など、国道43号の沿道環境の改善に向けた取組を進めます。

② 花と緑を育てる活動やまちの美化を促進

- ・花と緑があふれるうるおいのある美しいまちづくりをめざして、自分たちで育てた花を自分たちのまちに植える活動や美化活動など、区民のまちを美しくする自主的な活動を促進します。

③ 空家等対策における適切な対応

- ・空家の調査等を実施し、空家所有者等に対して保安上危険な空家に対する指導・勧告を行うとともに、空家の適切な維持管理に関する相談対応や情報提供等、空家にならないための啓発や空家の有効活用につながる啓発等を実施します。

④ 2025年大阪・関西万博に向けた環境美化

- ・不法投棄や落書きのない美しいまちの実現に向けて、関係機関や地域、事業者と連携して、啓発や美化活動の促進を行います。
- ・地域で取組む古紙等のコミュニティ回収やペットボトルのリサイクルの支援を行います。